



高校生等の医療費を 助成しています



町では、子ども医療費助成事業を拡大して、「高校生等」を対象に、通院・入院に係る医療費の自己負担相当分（保険対象分）を、町内の商店等で使用できる商品券で助成しています。

【 助 成 の 内 容 】

☆「高校生等」とは、義務教育修了後の高校・高専などに通う学生又は町内に在住の親等の扶養を受けている、満18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者です。

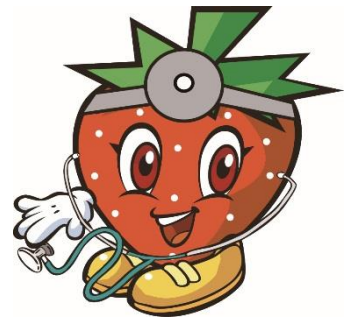
☆役場窓口で申請が必要です。下記の「申請に必要なもの」を持参ください。

☆助成対象金額は500円単位とし、端数の金額は切捨てします。

【助成上限：自己負担限度額相当額まで】

☆通院・入院の際に支払った保険外診療（文書作成料・入院時の寝具代、薬の容器代など）及び食事負担額などについては助成の対象外です。

※申請期限は受診日の月末から起算して2年間ですので、お早めの手続きをお願いします（例：令和3年4月受診分は、令和5年4月末日が申請期限）



【申請に必要なもの】

- ◎医療機関が発行した領収書等の原本・**レシートは不可**
（保険診療で自己負担額と受診者氏名が記入されているもの）
- ◎学生証もしくは保険証などの対象者であることが
確認できるもの
- ◎入院の場合は、自己負担区分のわかるもの
（自己負担限度額認定証等）

【還付までの流れ】

- ① 役場へ必要書類を持参し、申請
↓
- ② 金額を確定し、申請者へ商品券
引換券を郵送
↓
- ③ 商工会へ引換券持参
商品券受取

【詳しくはこちらにお問い合わせください】

役場保健福祉課国保医療係

☎85-4804